

京都市上下水道局告示第29号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和3年8月10日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

(1) 指定番号300号 業者コード382号

京都府京田辺市花住坂三丁目4-2

有限会社中央技研工業

取締役 高橋 喜美子

2 廃止年月日

令和3年7月27日

(上下水道局水道部水道管路課)